

事 務 連 絡
平成 2 8 年 4 月 1 8 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について

地震により被災した発達障害児・者につきましては、下記の内容にも留意しながら支援を行っていただけますよう、よろしくお取り計らい願います。

また、都道府県におかれましては、管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いいたします。

記

発達障害のある人は、見た目では障害があるようには見えないことがありますが、その障害特性から他者とのコミュニケーションが不得手、働きかけに強い抵抗を示す、感覚の刺激に想像以上に過敏であったり鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞き取れなかったり、大勢の人がいる環境にいることが苦痛で避難所の中にいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもあります。

つきましては、避難所等における発達障害者等に対する支援について、発達障害情報・支援センター（国立リハビリテーション内に設置）のHPにおいて掲載しておりますので、避難所等の支援に携わる職員や心のケアを担当する職員に対して周知を促すとともに、発達障害等の状況・ニーズの把握に努め、ボランティアや当事者団体、発達障害者支援センター等と連携を密にし、特段のご配慮をお願いいたします。

<発達障害情報・支援センターホームページ>

<http://www.rehab.go.jp/ddis/災害時の発達障害児・者支援について/>

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

TEL 03-5253-1111（内線 3038,3144）

FAX 03-3591-8914